

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容

ア 学部教育

(ア)

- a) 指定規則改正に伴い見直しを行った全授業科目・実習について検証を行い、改善の必要性のあるものはさらに見直しを行う。
- b-1) 遠隔講義やその他のe-ラーニングについてのこれまでの取り組みを検証し、今後の取り組みの方向性について結論をまとめる。
- b-2) 本年度も基礎教育と看護教育の有機的連携を推進するための具体的方策として、基礎系教員の能力を総合看護学や臨床実習に活用する。このため、基礎系教員を総合看護学（第2段階の看護技術演習）や臨地実習に参加するように指導する。
- c) (イ) a)に同じ
- d-1) 学生自治会、担任による面談、学生生活実態調査などを通して、学習環境改善についての学生ニーズを把握し、対応を検討する。
- d-2) 授業の配付資料やプレゼン資料などを事前に学生が入手できる環境を、nekobusサーバ上に構築し、学生に対しシステムの存在を周知し、利用を促す。
- e) わかりやすい講義のための教材作りをさらに進めるために、学生とのコミュニケーションサーバnekobusを利用して講義資料の評価を学生が行えるようにする。
- f) 本年度も各研究室の卒業研究テーマと指導体制を調査し、研究室の特色を生かした卒業研究指導が実施出来るように、随時、教員に対し改善指導を行う。また、教育研究委員会と研究倫理安全委員会とが連携して卒論のフィールドとなる実習施設の調整を行う。
- g) 実習を含めた看護教育における倫理教育の講義内容について検証する。

(イ)

- a-1) 総合実習施設として新たに開拓された県内5施設について学生の実習実施状況をチェックする。
- a-2) 臨床実習指導教員が最新の医療・看護技術を習得するために、学外での研修に参加することを継続する（国内研修システム）。平成21年度は系統的な新人研修を推進する。
- a-3) 実習施設の臨床指導者の理解と協力を得るための話し合いの場を引き続き設け、特に学生の実習中の事故に対する指導体制を強化する。
- a-4) 新カリキュラムがスタートする1年生の実習において、1日の実習時間数、帰学日、日々のカンファレンスの進め方について案をまとめる。
- b) a)に同じ
- c-1) 指定規則の改正に伴い全てのカリキュラムについて見直し作業を行ったが、随時問題点を抽出し必要性があるものについては改善を行う。
- c-2) 第5段階までの実習すべてを通じ、看護実践能力の到達状況を学習の進行過程に対応して経時的に確認できるシートを使用し、到達状況の評価を行う。
- d) 総合的な判断力、実践力、応用力を身につけることが出来る演習の効果的進め方について各教員に対して指導を行う。

(ウ)

- a-1) 学生に合った教材選定や補助プリント等が使用されているか調査するとともにオフィスアワーが機能しているか否かについて調査する。

- a-2)ソウル大学との学生交流の機会を利用して、基礎的な韓国語を学ぶモチベーションをもたせ、語学学習につなげるように指導する。
- b) 自己学習用コンテンツの継続的な充実を進めると共に、インタラクティブなコンテンツやコースの試作を行う。

## イ 大学院教育

### (ア)

- a-1) 看護学専攻の実践者養成コースに管理者養成コースを設け、幅広い看護職者に向けた幅広い実践的ヘルスプロモーション教育を充実する。
- a-2) 大学院の単位の実質化を推進し、有料の再試験制度を導入し課題の達成を図る。
- b-1) 看護学専攻の実践者養成コースをさらに充実するために、管理者養成コースを設け、広報を行う。
- b-2)看護職以外の医療職の修士課程教育を拡大するために、健康科学専攻の広報を県外の医療施設を対象に実施する。
- c-1) 老年NPに小児NPを加え、NPの大学院教育を推進する。
- c-2) 実習施設を決定し、実習指導のあり方を施設と共同で作成する。
- c-3) モデル地区の医療福祉に関する実態調査を継続し、NPの社会的ニーズを評価する。
- c-4) NPの制度化に向けての活動を推進する。
- c-5) 大学院修士課程でのNP養成教育を他大学に広げるための活動を継続する。
- d)看護学専攻の実践者養成コースと研究者養成コースのそれぞれの特徴を明らかにしたカリキュラムとするために、継続して経験を踏まえた見直しを行う。
- e-1)実践者養成コースに管理者養成コースを設置し、募集を行う。
- e-2) NPコースの学生がCNS（老年看護）を取得するための道を調査する。
- f-1)NPの制度化に向けた活動を継続する。
- f-2) 大学院の実践者養成コースにおける助産学教育の効果を検証し、助産師教育の大学院化の意義について論文にまとめる。
- f-3)保健師の裁量範囲の拡大について検討し、案をまとめる。
- g) Webサーバをさらに充実するために、e-ラーニングのコンテンツを作成する。

### (イ)

- h)健康科学専攻の広報を県内外の医療保健施設に拡大し、本学の大学院教育の知名度を上げる。

## ウ 卒後教育

- a-1) 同窓会のネットワーク及びHP、並びに卒業生のためのサーバ(nekobus)を利用して、卒業生への情報提供の内容を検討し積極的に配信を行う。
- a-2) 第5回看護研究交流センターセミナーを開催する。セミナーのテーマについては卒業生のニーズ調査を行って決定する。
- b) 卒業生を対象にした研修会、研究指導に関するニーズ調査を継続して行い、研修会の企画や情報発信等に活かす。
- c) 卒業生同士や教員との情報交換のためのシステムであるnekobusサーバの本格的な運用を行う。

## (2) 教育の実施体制

### ア 教育の質の改善・向上

- a) 教員に対するFD活動の充実を図り、教育力の向上を実現するための体制を整備する。
- b)海外短期研修に3名の教員を派遣する。

- c)看護系教員の国内研修（2週間）を6名の教員に行う。
- d)講師を招聘し、授業改善につながるFDの研修会、講演会を開催する。
- e)自己評価委員会のメンバーがFDに関する国内研修及び講演会に参加する。講師を招聘し、授業改善につながるFDの研修会、講演会を開催する。

#### イ 教育評価システムの確立

- a-1) 継続的に進級試験を実施し、より適切な試験を目指すと共に、進級試験導入の効果を評価する方法を検討し、報告書をまとめる。
- a-2)引き続き、進級試験不合格者が生じた場合の支援体制を整備する。
- b-1) c-2)に同じ
- b-2)本年度も人間科学系領域と看護学領域との有機的な統合を図るために、人間科学系領域の教員が総合看護学演習に模擬患者やコメンテーターとして参加できるようにセッティングする。
- b-3)第3段階の総合看護技術演習は第4段階実習がスムーズにできることを目的としているため、より支援体制を強化する。教員の評価基準を一定にし、チェックリストの見直しを行う。4年次生の総合看護学技術演習に関してもチェックリストの見直しを行う。
- c-1)平成20年度の学生による授業評価と第三者評価の結果を踏まえ、講義の授業評価の項目や実施方法について多面的な授業評価システムを見直し、授業の改善を図る。
- c-2) 前年度の試行を踏まえ、講義、看護学実習、健康科学実験、卒業研究の4つの授業評価システムについて検討し、改善案をまとめる。
- c-3) 授業評価システムの効率化を図るため、授業評価システムのオンライン化を試作し、問題点を整理する。

#### ウ 教育環境の整備・充実

- a-1)CALL教室のネットワーク環境及び機器の更新を完了し、改善効果を評価する。
- a-2)「総合看護学」で頻出する看護技術を中心に、動画の作成を開始する。
- a-3)作成した動画を用いた自己学習のシステムを試作し、自己学習における活用や利用者の評価を行う。
- b-1)図書・雑誌の情報検索システムを効果的に利用するためのマニュアルが学生に役立っているか検証する。
- b-2)一般書籍・雑誌の購入以外に、学生が幅広い教養を身につけることができるように、各種新書シリーズの選書・購入を行う。
- b-3)本学で開催された公開講座などを記録したDVDを貸出利用できるように引き続き整備・保存する。
- b-4)本学所蔵の図書の中から学生の勉学に役立つ書籍紹介を教員が行い、毎月学生用HPに掲載する。
- b-5)本学図書館の利用に関する調査を行う。
- c)遠隔講義の教育効果を上げるための取り組みを継続的に推進する。

### (3) 優秀な学生の確保

#### ア 入学者選抜(学部)

- a-1)本学の教育・研究等の取り組みや魅力をわかりやすく示した大学パンフレットを作成し、広報に利用する。
- a-2)オープンキャンパスでは在学生によるイベントを充実させ、参加者と在学生の交流する機会を増やす。
- a-3)大学見学や模擬授業については県内外を問わず可能な限り対応する。
- b-1) 試験科目と入学後の成績の分析を引き続き行い、一般選抜入試の方法について検討し、報

告書をまとめる。

b-2) 入試の面接のあり方について引き続き検討し、報告書をまとめる。

c-1) 本学において県内外の高校の進学担当教員を集めた進学説明会を開催するとともに、選抜試験に対する意見交換を行う。

c-2) 大分県内の高校を訪問し、大学の広報活動及び選抜試験に対する反応等の情報収集を行う。

#### イ 入学者選抜(大学院)

d) 大学院研究者養成コースと実践者養成コース、看護学専攻及び健康科学専攻の区分の点から、選抜方法を各コースのアドミッションポリシーに沿ったものになるようにさらに改善する。

#### ウ 大学の広報

a-1) オープンキャンパス・学園祭で入試コーナーを設け、説明会を行う。

a-2) 県外の高校の進学担当教員を集めた進学説明会を本学で開催し、選抜試験に対する意見交換を行う。

a-3) 大分県内の高校を訪問し入試説明を行う。

b) 高校訪問と本学で開催する進学説明会を充実し、高大連携を推進する。

c) 医療保健施設を訪問し、本学の大学院の概要と特徴をアピールし、看護職を含めた医療職全体の認知度の向上を図る。

#### (4) 学生への支援

##### ア 学習支援

a-1) 全学スポーツ交流会を開催し、コンタクトグループ(CG)活動の活性化を促し、CGの交流色を強める。

a-2) コンタクトグループの学生メンバーを固定し、学年を越えた学生同士の絆を深くする契機を提供する。

b-1) nekobusを利用した、学生のスケジュール管理を整備する。

b-2) 1年生から2年生、2年生から3年生への進級時のクラス替えを行う。

c) 教員の卒論指導状況については、学部長が学生からの意見を聞いて随時チェックを行ない、教員とのトラブルやマンツーマン体制で行われていない場合は改善指導を行う。

d-1) 担任教員は、学業不振学生への指導・対応に関して、教科担当教員との連携を図り、効果的な指導を行う。

d-2) 担任教員が、学業不振に関する相談窓口であることをメールなどを用いて学生に周知する。

d-3) 学習意欲を失っている学生を対象に、直接面談と併用してメールカウンセリングを行う。

##### イ 生活支援

a-1) nekobusサーバの運用開始に伴い、学生生活支援委員会から新しい情報発信を試みる。

a-2) 個別相談は、担任を中心とした委員会メンバーが保健室と連携を取りながら対応する。

a-3) 禁煙相談窓口が保健室であること、禁煙サポート制度があることを、学生に周知徹底し、喫煙者ゼロを目指す。

a-4) 大麻など薬物に関する指導を行う。

a-2) 個別相談は、担任を中心とした学生生活支援委員会メンバーが保健室と連携を取りながら対応する。

a-3) 禁煙相談窓口が保健室であること及び禁煙サポート制度があることを学生に周知徹底し、喫煙者ゼロを目指す。

a-4) 大麻など薬物に関する指導を行う。

b-1) 実技講習を中心にした自動車・自動二輪・原動機付自転車の安全教室を開催する。

- b-2) 本学交通事故の発生状況に関する報告書を作成し、事故防止に向けた活動に生かす。
- b-3) 保健室及び担任がハラスメントに関する学生の相談窓口であることを学生のページや掲示板を利用して学生に周知徹底する。
- b-4) 原動機付自転車を利用して通学する学生にも、許可証の交付時に面接を行い指導する。
- b-5) 駐車許可シールの添付状況を調査する。
- c) 委員会ブログのnekobusへの移動に伴い、nekobusでのサークル活動などの情報発信を推進する。

## ウ 国家試験支援

- a-1) 保健師、助産師、看護師国家試験合格率100%を目指して、国試ガイダンスの実施及び学内模試、業者模試を実施して、その結果を分析し国試出題科目の弱点部分の補講を強化する。
- a-2) 国家試験対策として2年生に行う進級試験を4年生にも実施し、基礎科目の弱点部分の強化を図る。
- b) 学内模試・業者模試後に随時成績不良学生を抽出し、面接・補習指導を強化する。面接対象者には、国家試験対策WGが卒論指導教員と連携を図り、積極的に自己学習を促す。

## エ 就職支援

- a-1) 引き続き、県内の医療施設の就職率50%以上を目指す。また、卒業生の在職する施設5か所を訪問し活動状況等のフォローを行うとともに、雇用条件などの情報を収集し、就職関連情報の充実を図る。
- a-2) 県外で経験を積んだ卒業生の受け入れ可能な県内施設を調査する等、卒業生のUターンを促進する。
- a-3) 県内施設を対象とした求人票冊子を作成し、県内就職説明会時に配布する。
- a-4) 多くの県内医療施設の看護管理者を招聘し、4年生を対象に、県内就職説明会を実施する。
- a-5) 3年生を対象とする就職ガイダンスを7月と2月に行い、進路指導を強化する。
- b-1) 就職試験を支援するために、多くの学生の模擬面接への参加を促し、複数回の模擬面接を実施する。
- b-2) 就職支援委員会委員が全ての研究室を分担し、学生の就職活動の個別支援を行う。
- c) 医療施設以外の施設における看護職の需要動向を把握する。

## 2 研究

### (1) 研究の方向

#### ア 目指すべき研究の方向

- a) 「健康増進プロジェクト」ではこれまでの研究成果に基づいた健康増進関係の情報を地域に提供する。
- b-1) 「健康増進プロジェクト」ではプロジェクトメンバーを拡大し、社会に役立つ研究を進める。
- b-2) 地域連携研究コンソーシアム大分の参加校として他大学や企業と共同研究を進め地域の活性化に寄与する。

#### イ 成果の社会への還元

- a) 全教員の研究業績を収集し、年報に記載してホームページ上でも公表する。
- b) 看護研究交流センターセミナー及びアニュアルミーティング(学内研究成果報告会)を公開とし、地域の看護職者等へ参加の呼びかけを行う。
- c-1) 学園祭、オープンキャンパス、地域ふれあい祭等のイベントにおいて、研究成果を展示等でわかりやすく発信する。
- c-2) 共同研究や共同事業等、研究による地域貢献をアピールする。

d) 読者や投稿者を増やすために、編集方針や広報について見直しを行う。

## (2) 研究の実施体制

### ア 実施体制

- a) 大学プロジェクト（「NPプロジェクト」等）に係る予算については、理事長裁量経費を活用する。
- b) 大学の競争的研究費と定常研究費への配分について教員評価結果とリンクさせる方法をさらに検討し、案をまとめる。
- c) 地域連携研究コンソーシアム大分で、看護機材等の開発など4つの研究課題を継続して推進し、地域貢献を図る。
- d) 外部資金を含む研究資金の確保を図る。特に、科学研究費補助金には全教員の申請を目指し取組みを行う。

### イ 研究の質の向上

- a) 教育及び研究成果の自己点検・評価に関するシステムをさらに検討し、評価結果を教育研究の改善に反映させる仕組み案を提出する。
- b) アニュアル・ミーティングを研究成果討論会の場としてさらに充実するための開催のあり方を検討し、導入する。
- c-1) 学生の国際的視野の養成と教員の研究の質のさらなる向上のため、国際交流の機会と交流大学を増やすよう試みる。
- c-2) 長期・短期学生派遣事業として、ソウル国立大学校看護大学との学生交流を実施する。
- d-1) 看護国際フォーラム後にアンケートを実施し、大分県内の看護職のニーズに沿ったテーマを選んで開催し、地域貢献にもつなげる。
- d-2) 本学プロジェクトの成果を国際会議などの場で発表し、質の向上を図る。

## (1) 地域社会への貢献

- a-1) 認定看護師（訪問看護）コースのスムーズな運営が継続できるよう体制づくりを検討する。
- a-2) 認定看護師（訪問看護）コースのカリキュラムの評価と見直しを行う。
- b-1) 地域の看護研究支援のため、継続して要請のあった施設に対して教員を講師として派遣する。
- b-2) 研究指導を行っているメンバーで看護研究の支援方法（指導者育成等）のあり方を評価し、支援方法の改善を図る。
- c) 現職の保健・医療・福祉の関係者を対象とした「データ処理相談窓口」を継続する。とくに、相談件数を増やすための広報活動を実施する。
- d-1) 有料公開講座を4回程度開催する。地域への広報に加えて、中学校・高校を通じた保護者への広報の方法を検討し、可能な方法を実施する。
- d-2) 若葉祭において、単発の無料公開講座を開催する。テーマ・回数・時間・場所等は、学園祭の開催方法やオープンキャンパスとの関係を考慮して決定する。
- e-1) 学園祭、オープンキャンパス、地域ふれあい祭では、参加・体験型のイベントを充実させ、地域住民との交流の機会を増やす。
- e-2) TV等マスコミを通して、県内にその模様を発信する。
- e-3) 地域のイベントや祭に健康チェック等で積極的に参加し、地域に開かれた大学をアピールする。
- f) 看護国際フォーラム及びソウル大学研究交流会を開催する。
- g-1) 大分県看護協会の研修会に講師を派遣する。
- g-2) 教員が大分県看護協会の委員として教育等の活動に積極的に参加する。

## (2) 国際社会への貢献

- a) NPプロジェクトをさらに推進するために国際会議などの交流を通して、国際的なネットワークの連携を強化する。
- b-1) JICAと共同して、ウズベキスタンの「看護教育改善プロジェクト」のフォローアップ評価を行う。
- b-2) 海外から、看護専門職、医療専門職、又は看護学生の研修受け入れを積極的に行う。また、研修の受け入れを通して、教員、学生が国際交流を図ることができる場をつくる。
- c) NPの制度化に向けた活動として、地域におけるニーズをより明確にしていくための調査を実施する。
- d) 海外から、看護専門職、医療専門職、又は看護学生の研修受け入れを積極的に行う。また、研修の受け入れを通して、教員、学生が国際交流を図る。
- e) 看護国際フォーラムの開催及びNPの大学院教育などの活動を通して、看護学の教育研究拠点としての役割を果たす。
- f) 大学コンソーシアムおおいた運営委員会に委員として教員を派遣する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制

#### (1) 運営体制の強化

- a) 平成18年度実施済み。
- b) 平成18年度実施済み。
- c) 平成18年度実施済み。
- d,e) 平成18年度実施済み。

#### (2) 学内資源の効果的配分

- a) 平成18年度実施済み。
- b) 平成18年度実施済み。

#### (3) 学外有識者の登用

- a) 平成18年度実施済み。
- b) 学外理事等は、大学運営に対して助言を行うとともに、大学の情報を社会に発信する。

### 2 人事の適正化

#### (1) 人事制度

- a) 平成18年度実施済み。
- b) 平成18年度実施済み。
- c) 教職員の研修制度について、ニーズに合った研修制度とするため必要に応じて見直しを行うこととし、事務職員については大分県職員研修所の協力により大分県職員の初任者研修に準じた研修を行う。  
また、教員の意見を参考に大学の特性にあった任期制の導入について検討する。

#### (2) 評価制度

- a) 教員業績評価制度については、前年度の実施状況等を参考に、客観的な評価基準や評価の運用が公平であるかなど随時検証するとともに、必要に応じて改善を行う。
- b) 教員評価結果は、学内の競争的研究費の配分、昇任に反映させる。  
また、教員からの意見を参考に、給与や降任等への反映について検討する。
- c) 平成18年度実施済み。
- d) 大学固有事務職員に対する評価制度については、大分県の評価制度と同様の制度導入としているため、大分県の動向を注視していく。

#### (3) 人材の確保

- a)平成18年度実施済み。
- b)平成18年度実施済み。
- c)定分野の教育研究を担当し、さらに学生の就職対策及び国家試験対策を担当する特任教員の採用を行う。
- d-1)平成22年度大学固有事務職員（1名）を採用することとし、大分県立芸術文化短期大学と共同で採用試験を実施する。
- d-2)研修については、採用前のO J T研修や県の初任者研修に準じた研修、公立大学協会等のセミナーに参加させる等により充実を図る。また、他大学等との人事交流の実施に向けて情報交換を積極的に行っていく。
- d,e)事務職員人事適正計画に基づき県派遣職員を縮減する。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 事務等の効率化及び経費の抑制

- a)平成18年度実施済み。
- b)平成18年度実施済み。
- c)平成18年度実施済み。
- d)平成18年度実施済み。
- e)これまでの節減実績を踏まえ、今後とも光熱水費等の節減対策として、学内メール等を活用しながら全学的にエコライフ及び経費節減に努力する。
- f)消耗品及び印刷等の一括発注、業務委託及びO A機器の複数年契約などを行うことにより、経費の抑制を図る。
- g)教職員のコンピュータ・I T教育により実務能力の向上を図るとともに、事務処理の効率化に努める。
- h)平成19年度実施済み。

#### 2 外部研究資金及びその他自己収入の獲得

##### (1) 外部研究資金の獲得

- a)外部研究資金の積極的な取組の一環として、科学研究費補助金については、全教員が申請を行うとともに、採択率アップのための申請要領説明会を開催する。
- b)教員の研究内容等を記載したリーフレット等を作成し、県市町村や企業へ配布するとともに、産官学共同研究の取組みを推進する。
- c)平成18年度実施済み。

##### (2) 自己収入の確保

- a)授業料、入学考査料、入学料については、国立大学法人の額、社会情勢の変化等を考慮した上で必要に応じて改訂を検討する。
- b)平成18年度実施済み。

#### 3 資産の適正管理及び有効活用

##### (1) 資産の適正管理

- a)平成20年度実施済み。
- b)平成19年度実施済み。
- c)平成20年度実施済み。

##### (2) 資産の有効活用

- a)平成19年度実施済み。
- b)著作物その他の知的財産を有効に社会貢献に利用するための研修会を開催する。



#### IV 教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 自己点検及び自己評価の充実

###### (1) 自己点検及び自己評価の実施

a,b)教育研究活動及び大学運営の状況についての目標・計画の達成状況や成果を、自己評価委員会において点検・評価を行う。また、自己評価委員会においては、大学評価・学位授与機構が定める自己評価書に基づき今年度の評価を行うとともに、平成22年度に予定している大学評価・学位授与機構による評価の最終確認を行う。

###### (2) 評価結果の活用

a)自己点検・自己評価及び第三者評価の結果は、年報及び報告書にまとめ、ホームページで公表し、学内外への周知状況を把握する。

b) 自己点検・自己評価の結果明らかになった改善を要する点について、各委員会等で改善計画を策定し、優先度の高いものから着実・継続的に実施する。また、自己評価委員会は各委員会等の改善状況を把握・検討し、継続的に改善が行われることを確認する。

##### 2 情報公開の推進

a)情報公開規程及び個人情報保護規程等により情報公開に適切に対応するとともに、研修会を開催し教職員への周知徹底を図る。

b-1)入学式、卒業式、大学祭、地域ふれあい祭などの大学のイベントや法人情報は迅速にホームページに掲載する。

b-2)コンテンツマネジメントシステムMT4を導入し、内容も精選して海外の利用者に役立つ英文Webにする。

b-3)既存の大学オリジナルグッズを吟味し、また、その販売についても検討する。

b-4)学生と協力して、大学マスコット作成の準備を進める。

c-1)大学教育活動や研究成果、論文、報告書等をホームページで紹介する。

c-2)教育実践、NP国際学会、看護国際フォーラムなどの内容については、ホームページや学術誌等で公表に向けた活動を行う。

c-3)公開講座、講演、授業等の長時間の動画をWebで配信する必要性および可能性を検討する。

d)平成18年度実施済み。

e)大学イベントや社会貢献活動について、それぞれの価値や魅力を各種メディアにアピールする。

#### V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設・設備の整備・活用

a)他大学の長期整備計画に係る調査結果及び抽出・順位付けを行った施設の整備箇所を基に、長期整備計画の策定について検討する。

##### 2 大学の安全管理

a)産業医及び保健師による健康診断事後指導や、安全衛生委員会による職場巡視により職場環境の充実を行う。

b)危機管理対応マニュアルの徹底のための訓練を実施する。

c)保健室と安全衛生委員会が連携して、全学的な健康増進に関する取組みを行う。

d)大学敷地内全面禁煙を受け、学生及び教職員の喫煙率ゼロに向け、禁煙教育を推進するとともに、禁煙補助剤等を活用した禁煙指導、禁煙相談の充実を図る。

e)平成18年度実施済み。

f)平成18年度実施済み。

g)ガイドラインに基づいた情報セキュリティのための活動を行うとともに、ハード・ソフトによる学内ネットワークへの不正接続防止システムを導入し稼働させる。

h-1)防犯・交通安全講話及び安全運転講習会等を開催するとともに、掲示・メール等で学生に情報提供や呼びかけを行う。

h-2)全学防災訓練及び災害時の安否確認メールの訓練を実施する。

### 3 モラルと人権啓発の推進

a)人権相談窓口での相談、啓発等の取組みを推進するとともに、教職員に対し相談窓口の積極的な利用を促す。

b)学生及び教職員を対象とした各種ハラスメントに対する教育・予防のため研修会等を開催する。

c)学生のモラルと人権啓発に関する教育について、新たな教育プログラムの検討や研究を行い、必要に応じて見直しを行う。

## VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

1億円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

### 1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設・設備の内容	予定額	財源
実習・研究棟カスエッジンヒートポンプエアコン整備	3,696	施設整備費補助金
入退室管理システム更新	26,250	
計	29,946	

### 2 人事に関する計画

a)教員からの意見を参考に、大学の特性にあった任期制の導入について検討する。

b)平成18年度実施済み。

c,d)事務職員人事適正計画に基づき県派遣職員を縮減する。

### 3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

教育研究機器更新

### 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

平成21年度	看護学部	340人
	看護学研究科	36人

(別紙)

## VI 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成21年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	598,697
施設整備費補助金	29,946
自己収入	254,829
授業料及び入学金検定料収入	246,178
雑収入	8,651
受託研究等収入	8,250
目的積立金取崩額	72,864
計	964,586
支出	
業務費	854,259
教育研究経費	264,942
人件費	589,317
一般管理費	110,327
受託研究等経費	0
計	964,586

(注)教育研究経費には、教育研究の重点領域に対し、理事長が裁量により配分できる経費5,000千円が含まれている。

### 2 収支計画

平成21年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	970,750
経常費用	970,750
業務費	844,259
教育研究経費	254,942
受託研究等経費	0
人件費	589,317
一般管理費	110,327
雑損	—
減価償却費	16,164
臨時損失	—
収益の部	897,886
経常収益	897,886
運営費交付金収益	598,697
授業料等収益	236,178
受託研究等収益	8,250
施設費収益	29,946
雑益	8,651
資産見返運営交付金等戻入	2,828
資産見返物品受贈額戻入	13,336
臨時収益	—
純利益	△72,864
目的積立金取崩額	72,864
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 施設費収益は、施設の修繕工事のため計上する。

### 3 資金計画

#### 平成21年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	1,011,722
業務活動による支出	954,586
投資活動による支出	10,000
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	47,136
資金収入	1,011,722
業務活動による収入	891,722
運営費交付金による収入	598,697
授業料及び入学検定料等による収入	246,178
受託研究等による収入	8,250
その他の収入	38,597
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前年度より繰越	120,000